

慶弔見舞金規程

平成27年6月10日施行

(総則)

第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関の役員及び職員（以下「役職員」という。）に対する慶弔見舞金の支給に関する手続その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(慶弔見舞金)

第2条 本機関は、下表に定めるとおり、本機関の役職員又はその遺族に慶弔見舞金を支給する。

種類	支給の要件	支給対象者
結婚祝金	役職員が結婚したとき	役職員
出産祝金	役職員または役職員の配偶者が出産したとき	役職員
弔慰金	役職員が死亡したとき	配偶者、子、実父母
	役職員の配偶者、子、実父母が死亡したとき	役職員

※ 支給対象者が複数いる場合の支給対象者間の順位は、配偶者、子、実父母とする。

- 2 慶弔見舞金の支給額は別表1に定めるとおりとする。
- 3 支給の決定者は総務部長とする。

(支給の手続)

- 第3条 慶弔見舞金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、様式1に定める慶弔見舞金申請書及び別表2に定める添付書類を総務部長に提出する。
- 2 総務部長は、前項の慶弔見舞金申請書及び添付書類を確認の上、支給申請者に対して慶弔見舞金を支給すべき理由があると認めるときは、慶弔見舞金の支給を決定する。
 - 3 弔慰金を支給する場合において、支給対象者が複数いるときであっても、一の支給申請者に対して、慶弔見舞金の全額を支給すれば足りるものとする。

(支給の方法)

第4条 銀行振込の方法によって、支給申請者の指定する口座に支給する。

(供花・弔電)

第5条 本機関は、前各条に定めるほか、第2条の弔慰金の支払要件に該当するときは、供花・弔電を支給することができる。

附 則

本規程は平成27年6月10日より施行し、平成27年4月1日に遡って適用する。

別表 1

慶弔見舞金支給額

(単位：万円)

慶弔見舞金の種類		支給額
結婚祝金		3万円
出産祝金	出生時一人につき	1万円
弔慰金	役職員が死亡した場合	10万円
	配偶者が死亡した場合	5万円
	子・実父母が死亡した場合	3万円

別表 2

添付書類一覧

慶弔見舞金の種類	添付書類
結婚祝金	婚姻関係を確認できるもの（戸籍謄本、市区町村長の婚姻届受理証明書等）
出産祝金	母子手帳等の出産を確認できるもの
弔慰金	死亡を確認できるもの（死亡診断書、除籍後の戸籍謄本等）

※ 上記添付書類は本書の写しでよい。